

財団法人 千葉県産業振興センター広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人千葉県産業振興センター(以下「センター」という)の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター資産への広告掲載は、民間企業等がセンターの名称を活用し、事業活動をPRすることによって、県内産業の活性化を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定するセンター資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア センターの発行する印刷物
 - イ センターの管理するWEBページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で理事長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) センターの広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (5) 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの
 - (6) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると理事長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の種類及び掲載順位)

第5条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 法人のうち、非営利で、県内に事業所等を有するもの
- (2) (1)に掲げるもの以外の私企業及び自営業で県内に事業所等を有するもの
- (3) 県内に事業所を有する公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると理事長が認めるもの

(広告の規格及び掲載料等)

第 6 条 広告の規格及び掲載料、広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管の室長またはグループリーダーが別途定める。

(広告募集方法等)

第 7 条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管の室長またはグループリーダーが別途定める。

(審査機関)

第 8 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、財団法人千葉県産業振興センター広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 委員会に関する要領は別途定める。

(その他)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 1 8 年 5 月 2 5 日から施行する。